

令和 7・8 年度測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請要領

高松市

この申請要領は、測量・建設コンサルタント業務等に係る令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和 6 年高松市告示第 8 0 0 号・高松市病院局告示第 2 号。以下「入札参加資格告示」といいます。）第 3 項の規定に基づく申請手続きについて定めるものとします。

次の事項に十分留意して、申請をしてください。

1 申請の方法

次の区分による手続が必要です。

①令和 6 年度の香川県、香川県広域水道企業団、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町又はまんのう町の入札参加資格者名簿登載者（下記の④の者を除きます。）	電子申請 ＋ 書類提出
②かがわ電子入札システム（以下「システム」といいます。）の企業 I D・パスワードを所持していない者	書類提出
③システムの企業 I D・パスワードは所持しているが、令和 6 年度の香川県、香川県広域水道企業団、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町又はまんのう町の入札参加資格者簿に登載されていない者	
④令和 6 年度の入札参加資格者名簿登載者であるが、過去に 1 度も名簿登載されていない受任営業所を申請しようとする者	

2 電子申請

- (1) **令和 6 年 1 0 月 2 8 日以降**に電子申請ができます。
- (2) 既に交付を受けている主たる事務所の企業 I D・パスワードでシステムにログインします。
従たる事務所の I D・パスワードでは操作できません。
なお、御自身の I D・(仮) パスワードが分からない場合は早めに再発行の申請をしてください（申請期限が近づくと多くの再発行申請が集中する可能性があり、即時発行に対応できない場合もあります。）。
- (3) 申請をする前に、代表者等の本社情報等が最新の状態となっているかどうかを確認してください。最新でないときは申請前に変更をお願いします。
- (4) 入札参加資格申請書に必要事項を入力します。

※システムの操作方法及び入力については、「操作マニュアル」及び「申請書記載例」を参考にしてください。

申請書は入力後にプリントアウトし、「3 書類提出」に従って、提出してください。

3 書類提出

- (1) 受付期間 **令和6年11月18日(月)～令和6年12月13日(金) ※午後5時必着**
- (2) 提出書類 資格審査に係る提出書類(別表のとおり)
- (3) 提出方法 **郵送**

※行政書士は、申請書が2通以上場合に限り、窓口を持参することができます。

郵送による提出の要領

郵送の際の事故防止のため、封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、下記の宛先へ一般書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付してください。

受付期間中に到着したものに限り受け付けます (**令和6年12月13日(金) 午後5時必着**です。消印有効ではありません。**ただし、郵送による提出において、書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、仮受付とします。この場合、令和6年12月25日(水) 午後5時までに当該補正に係る全ての書類の送付がなければ、受付期間中に申請書類の提出がなかったものとみなし、仮受付は無効となります。**)。

なお、受領証等の返送を希望する場合は、必ず宛先を明記し、110円切手を貼った定形封筒(定形郵便物の条件を満たす封筒)を同封してください。

※ 到着時刻については、下記郵便追跡サービスに記録されている時刻によります。また、到着確認の問合せには、一切応じません。郵便追跡サービス等により御自身で確認してください。

<http://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>

(宛先) 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市契約監理課 工事契約係

(4) 提出要領

ア 提出部数 1部

イ フラットファイル(緑色などの緑系A4判)に、「別表」に掲げる順番に提出書類を並べ、その一番上を「入札参加資格審査申請における提出書類一覧表」にして綴り込んでください。

ウ 各証明書等がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、また、大きいときは書類の折り込み、縮小コピー等により対応してください。

エ ファイルの背表紙下段に、商号又は名称を「〇〇コンサルタント（株）」などと記載してください。

オ 提出書類等が不足していると資格審査ができませんので、必要書類を十分に確認の上、申請してください。

カ 受付期間内・受付時間内に提出書類が揃ったものを、送信された申請データとともに受理します。経過後は受理しません。ただし、「仮受付」の取扱いがあります（前ページ枠内を御覧ください。）。

キ 申請書提出後、記載事項に変更が生じたときは、所定の変更届に必要な書類を添えて、直ちに届け出てください。

4 定義

市内企業・準市内企業・市外企業の定義は、次のとおりです。

市内企業	法人	次のすべてを満たす者 ・登記簿上の主たる事務所の所在地（測量法又は各登録規程による登録を受けている場合は、その本店又は本社の所在地。以下この表において同じ。）が高松市内 ・高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出している
	個人	次のすべてを満たす者 ・高松市内に事務所（法律の規定により登録等を要する業種にあつては、当該登録等に係る事務所。以下この表において同じ。）を有している ・住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）
準市内企業	法人	次のすべてを満たす者 ・登記簿上の主たる事務所の所在地が高松市外 ・高松市内に事務所を有している ・高松市市税条例による法人設立・開設申告書を提出している
	個人	高松市内に事務所を有すること（市内企業に該当する場合を除く。）。
市外企業	市内企業・準市内企業のいずれにも該当しない者	

5 その他

- （1） 契約監理課ホームページに掲載された入札参加資格告示等を熟読の上、申請をしてください。
- （2） 「令和7・8年度入札参加資格者名簿」を契約監理課ホームページ（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html）で令和7年4月1日に公表（予定）しますので、個別に通知はいたしません。
- （3） システムにより市に対してなされた電磁的記録による資格審査の申請は、発注機関（入札参加資格告示第1項に規定する発注機関をいいます。）に対してなされたものとみなします。

(4) 企業は社会を構成する一員として、人権を尊重し、法令を遵守する社会的責任があります。

本市に入札参加資格審査の申請をしようとする者は、次のことに努めてください。

ア 不当要求行為に対する対処について

本市では高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱を定め、不当要求について、厳正な対応を求めています。申請を行おうとする者は、同要綱の趣旨を十分理解し、要綱の遵守徹底をお願いします。同要綱は、契約監理課ホームページに掲載しております。

イ 環境や福祉、男女雇用機会均等、子育て支援、人権啓発等の研修会等への積極的な参加について

本市では、企業における社会的責任の自覚とその全うを促すため、各種機会を捉え、講習会や研修会を行っています。入札参加資格申請を行おうとする者は、当該研修会等への積極的な参加をお願いします。

<お問合せ先>

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局契約監理課（8階）工事契約係

電話 : 087-839-2511

FAX : 087-839-2537

Eメール : keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp